【記入例（27頁（１））】定年65歳、希望者全員を70歳まで継続雇用の例
＜定年年齢到達者が３名（うち女性２名）、希望者全員継続雇用の上限年齢到達による退職者が２名（うち女性１名）いる場合＞

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第33条第１項の規定により、令和8年６月１日現在の状況を下記のとおり報告します。
厚生労働大臣　殿　　令和　8年　6月　1日

事業主	①（ふりがな）名称（法人の場合）又は氏名（個人事業の場合）	かぶしきがいしゃ　こうせい 株式会社　厚生	②（ふりがな）代表者氏名（法人の場合）	こうせい　たろう 厚生　太郎
	③住所（法人にあっては主たる事業所の所在地）	〒（111—1111） 東京都〇〇区△△□ー□　　電話番号　99（5253）1111		
	④法人番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
事業の種類	⑤産業分類番号	5 0	事業の具体的内容（〇〇〇〇〇〇）	⑥労働組合の有無　☑イ あり　□ロ なし
	⑦雇用保険適用事業所番号	9999－9999999－9		
定年制の状況	⑧定年	□イ　定年なし ☑ロ　定年あり（定年年齢 65 歳）		
	⑨定年の改定予定等	□イ　改定予定あり（令和＿＿年＿＿月より＿＿歳） □ロ　廃止予定あり（令和＿＿年＿＿月に廃止） □ハ　改定又は廃止を検討中 ☑ニ　改定・廃止予定なし		
継続雇用制度の状況	⑩継続雇用制度	☑イ　就業規則等で継続雇用制度を定めている →a 継続雇用先 （i）65歳以下（□(イ)自社　□(ロ)親会社・子会社等（以下「子会社等」という）　□(ハ)関連会社等） （ii）65歳超　（☑(イ)自社　□(ロ)子会社等　□(ハ)関連会社等　□(ニ)その他の会社） →b 対象 →☑(イ)希望者全員を対象（ 70 歳まで雇用 更に基準に該当する者を＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳超）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） →□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿歳まで雇用 ・基準（65歳超）の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） □ロ　制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）		
	⑪継続雇用制度の導入・改定予定	□イ　継続雇用制度の導入・改定予定あり（令和＿＿年＿＿月より＿＿歳まで雇用） →内容（□（イ）新規導入　□（ロ）上限年齢の引上げ　□（ハ）その他） □ロ　継続雇用制度の導入・改定を検討中 ☑ハ　継続雇用制度の導入・改定予定なし		
	⑫創業支援等措置（65歳を超えて従事できる業務委託・社会貢献）	□イ　創業支援等措置を実施している →a 実施している措置（□(イ)業務委託　□(ロ)自社が実施する社会貢献事業　□(ハ)自社が事業を委託する団体が実施する社会貢献事業　□(ニ)自社が出資等を行う団体が実施する社会貢献事業） →b 過半数労働組合等の同意（□(イ)同意を得ている　□(ロ)同意を得ていない） →c 対象 →□(イ)希望者全員を対象（＿＿歳まで就業支援 更に基準に該当する者について＿＿歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） →□(ロ)基準に該当する者を対象（＿＿歳まで就業支援 ・基準の根拠（□(a)労使合意を得て就業規則等に反映　□(b)労使合意を得ず就業規則等のみ）） ☑ロ　創業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）		
	⑬創業支援等措置の導入・改定予定	□イ　創業支援等措置の導入・改定予定あり（令和＿＿年＿＿月より＿＿歳まで就業支援） →内容（□(イ)対象者限定基準の廃止　□(ロ)新規導入　□(ハ)上限年齢の引上げ　□(ニ)その他） □ロ　創業支援等措置の導入・改定に向けて過半数労働組合等との協議を行っている（過半数労働組合等との同意を得るための協議を含む） □ハ　創業支援等措置の導入・改定を検討中　☑ニ　創業支援等措置の導入・改定予定なし		
	⑭65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況	□イ　自社[illegible]が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定め →[illegible]ロ）上限年齢を規定していない） □[illegible] →[illegible]65歳を超えて雇用等する慣行がある　□(ニ)予定なし）		

70歳までの希望者全員継続雇用を導入しているため、⑭欄の記入は必要ありません。

希望者全員を対象として継続雇用制度を実施しているため、⑲欄の記入は必要ありません。

就業規則等で継続雇用制度を定めている場合でも、対象者を限定する基準に具体的・客観性がない場合は、「ロ」を選択してください。

⑮常用労働者数（うち女性）	総数	～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳～
	300人（150人）	250人（125人）	10人（5人）	10人（5人）	10人（5人）	10人（5人）	6人（3人）	4人（2人）

⑯過去１年間の離職者の状況（うち女性）	解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数＿2＿人（うち女性＿1＿人） うち求職活動支援書を作成した対象者数＿1＿人（うち女性＿0＿人）

	(a)定年到達者の総数（(b)＋(c)＋(e)）	(b)定年退職者数（継続雇用を希望しない者等）	(c)継続雇用者数	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者）	(f)65歳までの継続雇用の終了による離職者数等
⑰65歳まで働ける制度の過去１年間の適用状況						
（うち女性）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）

	(a)定年到達者等の総数（(b)＋(c)＋(f)＋(g)＋(h)）	(b)定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等）	(c)継続雇用者数（継続雇用の更新を含む。）	(d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数	(e)うちその他の会社での継続雇用者数	(f)定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等）	(g)業務委託契約締結制度を利用する者	(h)社会貢献事業への従事制度を利用する者	(i)65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数
⑱65歳を超えて働ける制度の過去１年間の適用状況									
（うち女性）	5人（3人）	5人（3人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	0人（0人）	2人（1人）

	(a)基準を適			(c)基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数	(d)継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者）
⑲65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去１年間の適用状況			(制度の適用を希		
（うち女性）	（　人）	（　人）	人（　人）	人（　人）	人（　人）

高年齢者雇用等推進者	役職　総務部長	氏名　労働　次郎	記入担当者	所属及び役職　総務部総務第一係長	氏名　労働　花子

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年７月15日）

（注）⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。

＜記入上の注意＞
イ　⑱欄（a）に、定年年齢到達者（65歳）及び希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の合計数を記入してください。
ロ　イの内訳を、⑱欄（b）～（f）に記入してください。
ハ　⑱欄（i）に希望者全員継続雇用の上限年齢到達者の数を記入してください。